

都市再生推進法人

都市再生推進法人とは、**都市再生特別措置法**に基づき、**地域のまちづくり**を担う法人として、**市町村が指定**するものです。

【法律用語】

都市の再生 = **都市機能**の高度化及び都市の居住環境の向上
(**都市機能** = 行政、商業、業務、金融、福祉、医療等)

都市再生推進法人になれる法人

- ・まちづくり会社
- ・NPO法人
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）

都市再生推進法人の主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供等

都市開発事業 = 都市機能の増進に寄与する建築物 及び
その敷地の整備に関する事業

都市再生推進法人の業務

- (1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談等の援助
- (2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行うNPO法人等に対する助成
- (3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- (4) 事業用地の取得、管理、譲渡
- (5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 都市利便増進協定*に基づく都市利便増進施設の一体的な整備及び管理

都市再生推進法人の業務

- (7) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理
- (8) 跡地等管理協定に基づく跡地等の管理
- (9) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
- (10) 都市の再生に関する調査研究
- (11) 都市の再生に関する普及啓発
- (12) その他の都市の再生に必要な業務

税制特例

項目	概要
ウォークブル推進税制	一体型事業者は、まちなかウォークブル区域内において、市町村による公共施設の整備等と併せて 民地のオープンスペース化や建物低層部の可視化を実施した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置（5年間課税標準額を1/2） を受けられることができる。
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	都市再生推進法人（ 公益社団法人・公益財団法人 であって、法人解散時にその残余財産が地方公共団体等に帰属することとされているものに限る。）が行う立地適正化計画又は都市再生整備計画に基づく都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために 土地等を譲渡した場合、土地所有者等は、税制特例（軽減税率、1500万円特別控除） を受けられることができる。

財政・金融支援

項目	概要
官民連携まちなか再生推進事業の活用	<p>都市再生推進法人は、まちづくり活動に取り組む者に対するワークショップの開催等の普及啓発事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。</p> <p>都市再生推進法人は、エリアプラットフォームの構成員となつてまちづくり活動の社会実験等（道路上でのオープンカフェの設置や低未利用地を活用した休憩スペースの創出等）を行う場合、その実施費用の補助を受けることができる。</p>
都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）の活用	<p>都市再生推進法人（一般社団法人・一般財団法人又は地方公共団体から1/4以上の出資を受けている第3セクター法人に限る。）は、地域住民や来訪者のための交流施設の整備、空き地・空き店舗の活用など、エリアマネジメントを目的とする事業を行う場合、無利子貸付を受けることができる。</p>

その他

項目	概要
まちづくり活動の財源を集約・再分配する法人としての活動	都市再生推進法人は、「民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫に関するガイドライン」で提案する「 再分配法人 」となり、 地域で生み出される財源を集約し、各種まちづくり活動に助成し、又はまちづくり活動を自ら実施することができる。

再分配法人：

地域内外で行われる諸活動により生み出された財源を積み立て、民間まちづくり活動（団体）に再分配することを目的とした法人である。